

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三十一万五千円」を「政令第十一条の規定により同条の補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えることとされる額（政令の改正に際し定められた同条の規定に係る経過措置の規定の適用に係る葬祭補償の額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同条の補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えることとされる額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。